

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇規則

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業に係る事務の委任に関する規則

◇告示

行政書士会会則の変更の認可

新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良法による換地処分

基本測量の実施

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による道路の位置の指定

鳥取県営倉吉武道館の使用料の徴収事務の委託

◇公告

調理師試験の実施
農業改良普及員資格試験等の実施

規則

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業に係る事務の委任に関する規則をここに公布する。

昭和五十八年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業に係る事務の委任に関する規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第二項の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げる事務を米子市長に委任する。

一 第一百十条の規定による清算金、督促手数料及び延滞金の徴収並びに清算金の交付

二 第一百十一条の規定による清算金の相殺

三 第一百十二条の規定による抵当権等が存する場合の清算金の供託

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下佐貫大智谷地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十七年十一月二日現在の地番による。）
大字佐貫 字宮ノ前	大字佐貫字宮ノ前のうち一二九の一、一二九の二と一体をなす国所有地の一部以外の区域
大字佐貫 字石ヶ坪	大字佐貫字石ヶ坪の全域 大字佐貫字宮ノ前一二九の一、一二九の二と一体をなす国所有地の一部 大字佐貫字ヒノ谷二九七の四、二九八の一、二九八の三 大字佐貫字大智三〇一の一の一部、三〇四の一部、三〇六の一の一部、三〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国所有地

大字佐貫 字ヒノ谷	大字佐貫字ヒノ谷のうち二九七の四、二九八の一、二九八の三以外の区域
大字佐貫字大智	大字佐貫字大智のうち三〇一の一の一部、三〇四の一部、三〇六の一の一部、三〇七の一の一部、三〇八の一の一部、三〇九の一部、三〇次の一の一部、三一、三一二の一の一部、三一三の一の一部、三一四の一の一部、三一五の一、三一六の二から三一六の四まで、三一七及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域
大字佐貫字赤坂	大字佐貫字赤坂の全域 大字佐貫字大智三〇八の一の一部、三〇九の一部、三一〇次の一の一部、三一、三一二の一の一部、三一三の一の一部、三一四、三一五の一、三一五の二、三一六次一、三一六の二から三一六の四まで、三一七及びこれらと一体をなす国所有地
大字佐貫字浅谷	大字佐貫字浅谷三二六次一、三二六の四及びこれらと一体をなす国所有地
大字佐貫字熊田	大字佐貫字浅谷のうち三二六次一、三二六の四及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 大字佐貫字熊田の全域 大字佐貫字半田三四七の一、三四七の二、三四八、三四九の二、三五〇、三五一次一、三五一の二 大字佐貫字長谷三九四の一部 大字佐貫字川ノ前三八四の一部、三八七の二及びこれらと一体をなす国所有地
大字佐貫字半田	大字佐貫字半田のうち三四七の一、三四七の二、三四八、

大字佐貫 字氏長谷	三九九の二、三五〇、三五一、三五二の二以外の区域
大字佐貫字州ノ前	大字佐貫字氏長谷のうち三九四の一部以外の区域 二、三八七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第五百八十号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則の変更を昭和五十八年七月一日認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 変更事項

行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の限度額を引き上げたこと。

二 変更事項の施行の日

昭和五十八年七月一日

鳥取県告示第五百八十一号

昭和五十八年四月二十二日付けで西伯町土地改良区から申請のあつた新たにしようとする土地改良（西伯（入蔵）地区ほ場整備）事業計画について

ては、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年七月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場及び西伯郡西伯町大字法勝寺三七二西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十二号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（志津地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年六月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年七月一日

鳥取県告示第五百八十三号

昭和五十八年五月二日付けで名和町から申請のあつた土地改良（倉谷地区ため池等整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年七月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十四号

関金町から申請のあつた町営土地改良（掘地区農地造成）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第

一項の規定に基づき、昭和五十八年六月二十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町から同町が行う土地改良事業に係る下佐貫大智谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百八十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量(一等磁気測量)
- 二 作業期間 昭和五十八年八月一日から同年十二月二十三日まで
- 三 作業地域 八頭郡郡家町

鳥取県告示第五百八十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年六月二十二日 鳥取県指令受都計第七十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市三軒屋町字砂屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市安倍八六四

有限会社 国際開発

代表取締役 國尾茂

鳥取県告示第五百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十八年七月一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により

告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十八年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 米子市上福原一九二七一五 勝部市郎	道路の位置の指定場所 米子市上福原字北浜新田ノ 一 一九二六一一九から一 九二六一二二まで、一九二 七一九及び一九二七一八	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 四・〇〇七・〇 延長 二七・一九
------------------------------------	---	---

鳥取県告示第五百八十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県倉吉武道館の使用料の徴収事務を財団法人倉吉市教育振興事業団に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項第3号に規定する調理

師試験を次のとおり実施する。

昭和58年7月1日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) 調理師法施行規則付則第3項各号のいずれかに該当する者

2 試験の日時

昭和58年9月20日(火)午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

- (1) 鳥取保健所及び郡家保健所管内の受験者
鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220番地
- (2) 倉吉保健所管内の受験者
鳥取県中部総合事務所 倉吉市東巖城町2番地
- (3) 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者
鳥取県西部総合事務所 米子市穂町一丁目160番地

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 衛生法規 | (2) 公衆衛生学 |
| (3) 栄養学 | (4) 食品学 |
| (5) 食品衛生学 | (6) 調理理論 |

5 受験手続

- (1) 書類の提出先
 - ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
 - イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所
- (2) 提出書類
 - ア 受験願書(所定の様式によること。)
 - イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
卒業証明書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異つている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添附すること。
 - ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類(所定の様式によること。)
 - エ 写真(受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ版(縦3.5cm、横2.5cm)のものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)
- (3) 受験に関する書類の提出期間
昭和58年8月22日(月)から同月26日(金)まで(郵送の場合は昭和58年8月26日(金)までの消印のあるものは、有効とする。)

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 受験者は、試験当日午前8時50分までに試験場に出頭し係員の指示を受けること。

(2) 合格者の発表は、試験後15日以内に受験願書等を提出した保健所に合格者の氏名と受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には合格証を交付する。

(3) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(4) 受験の詳細については、住所地を管轄する保健所又は鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部健康対策課 (0857-26-7195) に問い合わせること。

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号、以下「条例」という。)第2条の規定に基づき農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和58年7月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験期日

昭和58年10月25日(火)から同月27日(木)まで

2 試験場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験資格

条例第4条及び第5条による。

4 試験方法

条例第3条による。

5 受験願書の受付期間

昭和58年8月1日(月)から同月20日(土)まで

6 受験願書の提出先

鳥取県農林水産部農業改良課

7 その他

試験についての詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課に照会すること。